

(平成24年5月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年2月
② 昭和50年4月から58年3月まで

私の母親は、私が昭和48年10月に会社を退職した後に、村役場で私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、母親が私の両親及び私の兄の分と一緒に集金人に納付していた。その後、49年3月に厚生年金保険に加入し、50年3月に再び会社を退職したことを契機に、母親が、村役場で私の厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、申立期間①のときと同様に、保険料を家族の分と一緒に集金人に納付していた。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納又は未加入による未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和48年10月に会社を退職した後に、その母親が村役場で申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、母親が申立人の両親及び申立人の兄の分と一緒に集金人に納付していたと主張している。これについて申立人が居住していた村では、当該期間当時、集金人制度が存在していたことが確認できる上、国民年金被保険者名簿によると、申立人、その父親及び申立人の兄の保険料の納付行動は同一であったことが確認できるとともに、両親及び兄の当該期間の保険料は納付済みとなっていることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその母親は、申立期間①を含め保険料を全て納付していることから、保険料の納付意識は高

かったものと認められる上、当該期間は1か月と短期間である。

- 2 一方、申立期間②について、申立人は、昭和50年3月に再び会社を退職したことを契機に、その母親が、村役場で申立人の厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、当該期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続き及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、保険料を納付していたとするその母親は、既に他界していることから、厚生年金保険から国民年金への切替状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の特殊台帳及び国民年金被保険者名簿によると、昭和49年3月に国民年金の被保険者資格を喪失していることが確認でき、50年4月に厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行った形跡が無く、申立期間②は国民年金の未加入期間で国民年金保険料を納付することができない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人の戸籍の附票によると、申立人は、昭和50年5月から両親と別の住所地に転居していることが確認でき、申立人の両親が居住していた村によると、村役場の職員が国民年金被保険者名簿を確認した上で納付組織の集金人に国民年金保険料を収納させていたとしていることから、集金人が、同村に住民登録の無い申立人の保険料を申立人の家族の分と一緒に収納することは考え難い。

加えて、申立期間②は96か月と長期間に及んでおり、これだけの長期間にわたる事務処理を、同一の行政機関が続けて誤るとは考え難い。

その上、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

神奈川厚生年金 事案 7692

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成7年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成7年2月28日から同年3月1日まで
私は、A社に平成7年2月28日まで勤務していた。

しかし、厚生年金保険の記録によると、平成7年2月28日が資格喪失日となっており、申立期間が被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主及び同僚の供述並びに雇用保険の記録から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人と同様に、A社における資格喪失日が平成7年2月28日と記録されている元同僚が所持する給与明細書によると、申立期間の厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成7年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、32万円とすることが妥当である。

一方、A社は、平成7年2月28日までは厚生年金保険の適用事業所となっているが、その後は申立期間を含めて適用事業所としての記録が無い。

しかし、同社の商業登記簿謄本によると、同社は申立期間において、解散しておらず、法人格を有していたことが確認でき、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間当時、社会保険事務所において厚生年金保険の適用事業所としての記録が無いことから、社会保険事務所は、申立人に係る平成7年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年12月から60年9月までの期間及び62年9月から63年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年12月から60年9月まで
② 昭和62年9月から63年1月まで

申立期間①について、私は、昭和59年12月頃、会社を退職したときに、それまで私の扶養家族となっていた母親と私との国民健康保険の加入手続を市役所で行った際、隣の窓口で国民年金の加入手続を行うよう勧められたので、私は54年4月に会社に勤めたときに交付された年金手帳で自分の国民年金だけ加入手続を行った。私が60年10月に海外へ留学した直後、母親が私の転出手続を市役所で行ったとき、国民年金の在外任意加入の制度について聞いたことを私に話していたことを記憶しているので、この時期に加入手続をしたのは間違いないと思う。

また、申立期間①の国民年金保険料については、私が口座振替又は納付書により金融機関で納付していた。

申立期間②について、私は、昭和63年2月に就職が決まったので市役所で国民健康保険の喪失手続及び国民年金の再加入手続を行った。その際、男性の係員から国民年金保険料を遡って2年間まで納付することができるという説明を受けたので、後日、当該期間の保険料を納付書により金融機関で遡って一括して5、6万円を納付した。

申立期間が未加入で、国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和59年12月頃、申立人の扶養家族となっていた母親と申立人との国民健康保険の加入手続を市役所で行った際に国民年

金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成4年6月頃に払い出されたことが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、その時点において、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、昭和59年12月頃、国民年金の加入手続を行う際、54年4月に就職したときに交付された年金手帳で加入手続を行ったと主張しているが、申立人の所持している年金手帳でも、申立期間は未加入期間であることが確認できる上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立期間における住所地と手帳記号番号払出時点における住所地が同一であった申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

さらに、申立人の母親からも、申立期間当時の国民年金保険料の納付について具体的な証言は得られなかった。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から50年3月までの期間、57年6月から平成6年6月までの期間、9年9月から同年11月までの期間及び10年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和47年8月から50年3月まで
② 昭和57年6月から平成6年6月まで
③ 平成9年9月から同年11月まで
④ 平成10年9月

私は、昭和47年7月に会社を退職後、結婚をした。結婚後は、元夫が勤めていた会社が、申立期間①、及び申立期間②のうち、57年6月から59年10月までの国民年金保険料を納付してくれていたと思う。同年11月に離婚してからは、平成6年に再婚するまでの10年もの間、保険料を納付していなかったとは思えず、役所から保険料の納付書が届いていれば、銀行又は信用金庫などで、申立期間②のうち、昭和59年11月から平成6年6月までの保険料を必ず納付していたと思う。再婚後の11年頃、管轄の社会保険事務所（当時）に行ったとき、保険料の納付記録に未納期間があると言われたので、申立期間③及び④の保険料を、毎月の保険料と併せて2か月分ずつ納付していた記憶がある。

私は、申立期間①から④までの国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、元夫の勤めていた会社が、申立期間①、及び申立期間②のうち、昭和57年6月から59年10月までの国民年金保険料を納付してくれていたと述べている。しかし、申立人は、当該期間のほとんどは被用者年金制度の被保険者の妻であり、国民年金に加入するには、制度上、任意加入することになるが、特殊台帳によると、50年2月に初めて国民年金被保険者資格を取

得し、51年12月からは引き続き任意加入被保険者とされ、その後、57年7月に任意加入被保険者資格を喪失していることが確認でき、オンライン記録でも、59年11月に再度、国民年金被保険者資格を取得するまで、ほかに同資格を取得した記録は見当たらないことから、当該期間のほとんどは、未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間②のうち、昭和59年11月から平成6年6月までの期間について、申立人は、昭和57年11月に離婚してからは、再婚するまでの10年もの間、国民年金保険料を納付していなかったとは思えないと主張しているものの、当該期間のうち、保険料を納付していた時期を特定することができないことから、当該期間の保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間③及び④は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、同番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていることから、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考え難い。

加えて、申立期間①から④までは、合計180か月以上に及び、かつ、四つの市区にまたがっており、これだけの長期間にわたる事務処理を複数の行政機関が誤ることも考え難い。

その上、申立人が、申立期間①から④までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 2 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 2 月から 44 年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 43 年*月頃、私の母親が私の国民年金の加入手続を区役所で行ってくれたと思う。その際発行された国民年金手帳の記憶は無いが、現在、私は 2 冊の年金手帳を所持している。

申立期間の国民年金保険料は、次姉の分と一緒に母親が納付してくれていたと思うが、母親が既に亡くなっており詳細は不明である。しかし、昭和 44 年 5 月に転居した市での保険料は納付済みとなっているため、転居前の申立期間当時居住していた区でも母親が納付してくれていたと思う。

母親が、私の 20 歳からの国民年金保険料を払ってくれたと思うので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 43 年*月頃、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれたと思うと述べているが、申立人の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、44 年 5 月と推認でき、申立人の主張と一致しない。

また、推認される加入手続時点において、申立期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能であるが、申立人は保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料の納付を行ったとされるその母親も既に他界しているため、当該期間の保険料の納付状況が不明であることに加え、申立人が主張するとおり昭和 43 年*月に国民年金に加入し、当該期間の保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらず、その

形跡も無い。

さらに、申立人は申立期間において、その母親は申立人の次姉の国民年金保険料も申立人の分と一緒に納付していたと思うと述べているが、その次姉の国民年金手帳記号番号は申立人と連番で昭和 44 年 6 月に払い出されており、その次姉の申立期間の保険料も未納となっている上、申立人と同時期の同年 4 月から保険料の納付が開始されていることから、その母親は、同年 5 月頃、申立人及びその次姉の国民年金の加入手続を行い保険料の納付を開始したと考えるのが自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から47年2月までの期間及び同年3月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年3月から47年2月まで
② 昭和47年3月から50年3月まで

私は、20歳になる前、時期は不明だが、居住地を管轄する社会保険事務所（当時）から国民年金保険料の納付書が届いたので、国民年金に加入していなかったが、その納付書を使い、当時居住していた町の町役場で保険料を納付していた。その後、20歳になった昭和47年*月頃、国民年金の加入手続を同町役場で行い、その場で年金手帳を受け取った。

国民年金の加入手続後の国民年金保険料については、その町役場から茶色い封筒に入って送付されてきた納付書を使い、同町役場の窓口で納付していた。その際、窓口で納付書に領収印を押され、返却されたことを憶えている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、20歳になる前に社会保険事務所から国民年金保険料の納付書が届いたので、町役場で保険料を納付していたと主張しているが、制度上、20歳になる前に国民年金に加入することも、保険料を納付することもできない上、申立人が申立期間当時居住していた町において、町役場又は管轄社会保険事務所が未成年者に納付書を送付したことをうかがわせる関連資料等は見当たらない。

また、申立期間②について、申立人は、国民年金の加入手続を行ったのは20歳になった昭和47年*月頃であると述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得

時期から推認される加入手続時期は 50 年 4 月又は同年 5 月であり、申立内容と一致しないことに加え、その時点で申立期間②の国民年金保険料は、過年度納付及び第 2 回特例納付により納付することはできるが、申立人は、特例納付について聞いたことは無く、保険料を遡って納付したことも無いと述べている。

さらに、申立人の主張どおり、昭和 47 年*月頃、国民年金の加入手続を行ったのであれば、その当時、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人の手帳記号番号は 50 年 4 月に払い出されていることが確認でき、別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無いことに加え、申立人は、自身が所持する年金手帳は 49 年 11 月以降に使用されたオレンジ色の年金手帳 1 冊のみであり、他に年金手帳が交付されたことは無いと述べており、47 年*月頃、加入手続を行った際に年金手帳を受け取ったとする申立内容と一致しない。

加えて、申立人は、社会保険事務所から発行された未使用の昭和 48 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料の過年度納付書を所持していることから、当該過年度納付書が発行された時点において、当該期間の保険料が納付されていたとは考え難い。

その上、申立人が、当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 3 月から 56 年 3 月までの期間及び 60 年 4 月から 62 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 3 月から 56 年 3 月まで
② 昭和 60 年 4 月から 62 年 9 月まで

私は、昭和 54 年 4 月に市役所で国民年金の加入手続を行い、平成 2 年 4 月に共済組合に加入するまで国民年金保険料を毎月納付書により金融機関で納付していたはずである。共済組合に加入するまでの間に何度か転居し、その都度、住所の変更手続を行ったことが年金手帳に記載されているにもかかわらず、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年 4 月に市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は 56 年 4 月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、その時点まで申立期間①は国民年金の未加入期間で保険料を納付することができない期間である上、申立人は、当該期間の保険料は遡って納付した記憶は無いと述べている。

また、申立人は、申立期間①当初から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住しており、当該期間と近接した時期に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金保険料について、毎月納付書により金融機関で納付していたと主張しているが、申立期間②直後の昭和 62 年 10 月から平成元年 3 月までの保険料は、過年度納付により納付されていることがオンライン記録から確認でき、申立内容と一致しない。

加えて、国民年金保険料の納付サイクルは、申立人が申立期間①当時居住していた市では昭和 63 年 4 月から、また申立期間②当時居住していた市では 61 年 4 月から毎月となったことが、それぞれの市への調査結果により確認できることから、申立人の主張と当時の保険料の納付サイクルには相違が見られる上、申立人は保険料の納付金額についての記憶が明確ではない。

その上、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付をしていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 9 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 9 月から 58 年 3 月まで

私は、昭和 55 年 8 月にけがの治療のため、国民健康保険の加入手続と同時に国民年金の加入手続を市役所で行った。国民年金保険料については、54 年 9 月から加入手続を行った 55 年 8 月までの保険料を遡ってまとめて納付し、その後の保険料については、数箇月分を社会保険事務所（当時）又は郵便局で納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年 8 月に市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は 59 年 4 月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、その時点において、当該期間の大半は、時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人は、同年同月頃に当該期間の保険料を遡ってまとめて納付した記憶は無いと述べている。

また、申立人の所持する年金手帳には、昭和 59 年 4 月に払い出された国民年金手帳記号番号が記載されているが、申立人は、当該年金手帳以外の手帳を所持した記憶は無いと述べている上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付場所、納付金額及び納付方法についての記憶が明確でないことから、保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。また、6年4月から7年3月までの保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年1月から同年3月まで
② 平成6年4月から7年3月まで

私は、20歳になった平成5年*月頃、当時居住していた市の市役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間①については、私の母親が、私の国民年金保険料を1か月分ずつ金融機関で納付していた。申立期間②を含む同年4月から8年3月までの保険料については、私が、当時学生であったため、毎年度市役所で学生たる被保険者に係る保険料免除の申請手続を行っていた。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年*月に市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された国民年金第3号被保険者の該当届出処理日から、同年4月又は同年5月と推認でき、申立人の主張と一致しない。

また、申立期間①について、申立人は、その母親が、申立人の国民年金保険料を1か月分ずつ金融機関で納付したと主張しているが、申立人は、保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付したとするその母親は、保険料の納付時期、納付金額及び納付場所についての記憶が明確ではないことから、保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間②について、申立人は、毎年度市役所で国民年金の学生

たる被保険者に係る保険料免除の申請をしたと主張しているが、申立人は、当該免除申請の具体的な時期についての記憶が明確ではないことから、保険料の免除申請状況が不明である。

加えて、申立人のオンライン記録では、申立期間②の前後の期間については、国民年金保険料の免除申請日が正確に収録されているにもかかわらず、申立期間②に係る免除申請日の記録は見当たらないことから、学生たる被保険者に係る保険料免除の承認期間は年度ごとであることを踏まえると、当該年度の免除申請の手続は行われていなかったと考えるのが自然である。

その上、申立期間①の国民年金保険料を納付したこと、及び申立期間②の保険料が免除されていたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたこと、又は保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が主張する申立期間①の国民年金保険料の納付及び申立期間②の保険料の免除については、認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から50年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から50年4月まで

私の父親は、私が昭和47年6月に会社を退職したことを契機に、同年7月に区役所で私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずである。父親から年金手帳を渡されたことはないが、私の保険料は納付してあると聞いた。61年9月に結婚したことを契機に区役所で国民年金の再加入手続を行った際、結婚前に国民年金に加入していたことを伝えなかったため、申立期間の保険料が未納とされてしまった。

申立期間が未加入で国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が、昭和47年7月に区役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたとするその父親は、既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和62年8月に払い出され、61年10月に遡って国民年金の被保険者資格を取得していることが、申立人の所持する年金手帳及びオンライン記録により確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期から、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されている必要

があるが、申立人は昭和 50 年 5 月に就職した際に発行された年金手帳及び 62 年 8 月に払い出された手帳記号番号が記載された年金手帳以外に他の手帳を受け取った記憶は無いとしている上、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 9 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 9 月から 62 年 3 月まで

私の国民年金の加入手続については、昭和 55 年 9 月頃に私自身か私の父親が行ったと思うが、よく分からない。

申立期間の国民年金保険料については、昭和 59 年 3 月頃までは私の父親が納付し、同年 4 月以降は私が納付するようになったと思う。

私は昭和 62 年 4 月に結婚し、嫁ぎ先に年金手帳を持って行き、嫁ぎ先で国民年金の手続をしてもらった時に、その年金手帳を渡した記憶がある。私は年金手帳を 1 冊しか交付された記憶が無かったので、今所持している年金手帳は、結婚前から所持していたものだと思っていたが、第三者委員会の調査員の説明を聞いて、当該年金手帳は結婚前に交付されたものではないということは分かった。しかし、嫁ぎ先では、自分自身で国民年金の手続を行っていないので、今の年金手帳が交付された経緯や、前から持っていた年金手帳をどうしたかよく分からない。

私は、結婚する前から国民年金に加入し国民年金保険料を納付していたと思うので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年 4 月に結婚する前に居住していた市で、自身又はその父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、自身又は父親が納付していたと述べている。しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年 6 月に申立人が結婚後居住していた市に払い出されていること、及び当該手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の国民年金の加入状況などから申立人の国民年金の加入手続は同年 5 月に行われたと推認されることから、申立人の主張とは一致していない上、同年同月の時点に

において、申立期間の過半の期間については、時効により保険料を納付することができない期間である。また、残りの期間については、遡って保険料を納付することができた期間ではあるが、申立人は、申立期間の保険料を遡って納付したことはないと述べている。

また、申立人が主張するように、申立人が独身の時に居住した市で国民年金の加入手続が行われ、国民年金保険料が納付されていたのであれば、同市において、申立人に前記の国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらず、申立人が結婚前に国民年金に加入し保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立人は、年金手帳について、独身の時に交付されていた年金手帳を嫁ぎ先に持って行き、嫁ぎ先で国民年金の手続をしてもらった際に渡した記憶があると述べる一方で、現在所持する年金手帳の記載内容などから、当該年金手帳は独身の時に交付された年金手帳ではないことは分かるとしている。しかし、その場合、少なくとも2冊の年金手帳が交付されたことになるが、これについては、独身の時から所持していたとする年金手帳の行方や、現在所持している年金手帳が交付された経緯については、よく分からないとするのみである。したがって、このような申立人の主張から、申立人が結婚前に既に年金手帳を所持していたとまで認めることは難しく、申立人は昭和62年4月の結婚後に、初めて国民年金に加入したと考えるのが自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者（厚生年金保険被保険者を含む。以下同じ。）として、船員保険料（厚生年金保険料を含む。以下同じ。）を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月1日から24年11月1日まで

私は、昭和22年4月1日から60年12月15日までの期間においてA社（現在は、B社）に継続して勤務していたが、船員保険の記録では、24年11月1日に資格取得となっており、申立期間が被保険者期間となっていない。

A社に入社当初は、C市の港で、D職としてE業務をしていた。同市までは電車で行き、近くの寺に寝泊まりしながら、1年間ぐらい同じ仕事をしていたと思う。

その後、F業務として船に乗るようになったが、その時期は覚えていない。

申立期間については、船員保険か厚生年金保険かは分からないが、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が提出した申立人の人事カードにおける記載から、申立期間のうち、昭和22年7月26日から24年11月1日までの期間については、申立人が同社に勤務していたことが確認できるが、申立期間のうち、22年4月1日から同年7月25日までの期間については、上記の人事カードに記載は無い上、複数の同僚に照会したものの、申立人が当該期間に同社に勤務していたことを確認できる具体的な供述を得ることはできなかった。

また、申立人は、「入社当初は、港の近くの寺に寝泊まりしながら、D職としてE業務をしていたので、船には乗っていない。その後、F業務と

して船に乗るようになったが、その時期は覚えていない。」と供述しているところ、申立人が申立期間の後に船員保険被保険者資格を取得しているA社G事務所において申立期間に船員保険被保険者となっている同僚は、「当時、船の乗組員とD職では、保険の取扱いが異なっていたのではないか。」と供述している。

さらに、別の同僚が、「申立人のことは知らないが、当時、D職をしていた同僚を覚えている。」として2名の名前を挙げているが、当該2名は、いずれもA社G事務所に係る船員保険被保険者名簿に名前が見当たらない。

一方、申立人が、「当時の船長だった。」として挙げた同僚は、オンライン記録によると、申立期間において船員保険の被保険者となっておらず、A社において厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できるところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したが、申立期間に資格取得している者の中に申立人の名前は無い。

また、上記被保険者名簿に名前がある複数の同僚に照会したところ、いずれも、自身の業務について「事務職だった。」と回答している上、申立人が船長であったとする上記の者についても、別の同僚は「船長ではなく、A社G事務所の所長だった。」と供述しており、申立人と同様、D職としてE業務に従事していた者が、当該事業所において厚生年金保険に加入していたことを確認することができない。

さらに、B社は、「人事カードのほかに資料等は残っていない。」と回答しており、申立人の職務歴や申立期間に係る給与関係書類等を確認することはできない上、申立人も、申立期間における保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 7694

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

私は、昭和 36 年 4 月 1 日に A 社に入社し、同年 8 月 1 日に、同じ建物内にあった同社の本体である B 社に異動になり、同年 10 月 31 日まで勤務し、同年 11 月 1 日に C 社に転職した。

ところが、ねんきん特別便を見て、A 社及び C 社における厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金が支給されている記録となっていることを知った。

C 社を退職する時には、脱退手当金の説明を受けた記憶があり、はっきり覚えてはいないが、同社に係る脱退手当金は受け取ったのかもしれない。

しかし、A 社に係る脱退手当金は受給した覚えもないし、グループ会社である B 社の厚生年金保険被保険者期間だけを残して、A 社に係る脱退手当金を請求するはずがない。

調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C 社における被保険者期間と申立期間は、厚生年金保険の記録上、合算して脱退手当金が支給されたことになっているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間と同社の期間を基礎とした脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月 4 日から同年 4 月 1 日まで

私は、申立期間においてA社に勤務し、B職をしていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間が被保険者期間となっていない。

入社後すぐに結婚し、退職後に披露宴を挙げたが、A社の同僚にも出席してもらったことを覚えている。

調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、複数の同僚が、「当時、正社員のほかにパートもいたが、厚生年金保険に加入していたのは、加入を希望する正社員だけだった。」と供述しており、当時、従業員全員が厚生年金保険に加入していたわけではなかったことがうかがえる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の名前は無く、整理番号に欠番も無い。

さらに、A社は、「当時の資料は保管していない。」と回答しており、申立人に係る人事記録及び給与関係書類等を確認することはできない上、申立人も、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 3 月 20 日から同年 8 月 1 日まで

A 社 (現在は、B 社) の退職金支給明細書には、夫の入社日は昭和 22 年 3 月 20 日と記載されている。

しかし、厚生年金保険の記録では、昭和 22 年 8 月 1 日に資格取得となっており、A 社が記録する入社日と一致しておらず、申立期間が被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が提出した申立人の退職金支給明細書、B 社が提出した企業年金支給記録及び複数の同僚の供述から、申立人が、申立期間において A 社 C 支店に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A 社 C 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同日の昭和 22 年 8 月 1 日に 49 名が被保険者資格を取得していることが確認できるところ、当該 49 名のうち複数の者が、同日より前から勤務していた旨の供述をしていることから、当時、事業主は、一定期間内に採用した者を、同日にまとめて加入させていたことがうかがえる。

また、これら複数の同僚から、入社日から厚生年金保険の被保険者資格取得日までの期間において、給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述を得ることはできなかった。

さらに、B 社は、「当時の資料は保管していない。」と回答しており、

申立人に係る給与関係書類等を確認することはできない上、申立人も、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 7697

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月1日から37年5月1日まで
厚生年金保険の記録では、A事業所（現在は、B事業所）に勤務していた期間のうち、標準報酬月額が、申立期間の直前は2万6,000円だったが、申立期間は2万4,000円に下がっている。

当時の給与明細書は所持していないため、具体的な給与額は不明であるが、当時は高度経済成長期で、給与は毎年のように上がっており、少なくとも2万6,000円よりは高額だったはずである。

社会保険事務所（当時）又は事業所において事務処理上のミスがあったとしか思えないので、調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険の記録によると、申立期間の直前の標準報酬月額が2万6,000円だが、申立期間は2万4,000円に減額されているところ、当時は高度経済成長期で、給与は毎年のように上がっていたことから、減額することは考えられないと申し立てている。

しかしながら、B事業所は、「当時の資料は保管していない。」と回答しており、申立人も給与明細書等の資料を所持していないことから、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

また、オンライン記録において、申立人と同様、昭和36年4月5日にA事業所の支所において資格喪失し、同日に同事業所（本所）において資格取得している25名の標準報酬月額を確認したところ、申立人と同様、

複数の者についても申立期間に標準報酬月額が下がっており、申立人のみが不自然な取扱いであったという事情は見当たらない。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の標準報酬月額は、オンライン記録と一致しているほか、当時、標準報酬月額が遡って訂正されるなど、不自然な事務処理が行われた形跡も見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 4 月頃から 16 年 6 月頃まで
私は、申立期間においてA社に正社員として勤務していたが、厚生年金保険の記録では、当該期間が被保険者期間となっていない。
A社は、私の在職中に1回移転したことを覚えている。
調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務していたと主張している。
しかしながら、雇用保険の記録によると、申立人は、A社において平成10年4月16日に資格取得、12年3月1日に離職となっており、申立期間に係る記録は無い。
また、同僚の一人は、「申立人は、平成10年3月頃に入社してきたが、12年頃に退職したと思う。私が退職した15年4月には既にいなかった。」と供述している。
さらに、申立人は、「A社は、私の在職中に1回移転した。」と供述しているところ、A社の商業登記簿謄本によると、同社が移転したのは、平成6年10月、10年8月及び17年8月の3回であり、申立期間に移転の記録は無い上、申立人に係る雇用保険の記録が確認できる期間において、同社は1回移転していることが確認できる。
加えて、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人に係る人事記録及び給与関係書類等を確認することはできない上、申立人も、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、申立人は、雇用保険の記録が確認できる平成10年4月16日から12年3月1日までの期間については、A社に勤務していたと主張していないが、上記の事情から、申立人が同社に勤務していた期間は当該期間であったと推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、当該期間においては厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、複数の同僚が、「A社は、平成9年3月31日から12年7月31日までの期間、厚生年金保険に加入していなかった。当時、社長から、経営悪化のために厚生年金保険から脱退する旨の説明を受け、この間は、各自で国民年金に加入するように指示された。この期間は、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。